

鳴門市建設工事工事費内訳書の提出等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する建設工事について、入札における不正行為の排除及び入札参加者の積算技術の向上を図ることを目的とし、入札時に提出を求める工事費内訳書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事)

第2条 競争入札に付す建設工事とする。

(工事費内訳書の提出)

第3条 対象とする建設工事にあつては、入札にあたり入札参加者は、入札書に記載する金額に対応した工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出するものとする。

2 提出された内訳書は、返却しない。

(記載内容)

第4条 内訳書の記載内容は、次に掲げる項目(ただし積算体系が次の項目と異なる工事は、それに準じる。)、及び各項目に対応した単位、数量、金額を表示したものとする。

- 一 直接工事費(工種、種別等主要項目)
- 二 直接工事費計
- 三 共通仮設費
- 四 現場管理費
- 五 一般管理費等
- 六 工事価格

ただし、三、四、五については、間接工事費一式でも可とする。

2 内訳書の様式は、入札参加者任意の様式とする。ただし、必要と認められるときは、公告もしくは指名通知等で事前に指示することができる。

(内訳書の提出)

第5条 内訳書は、入札書を投函する際に提出させる。電子入札システムによる場合は、電子入札システムにより提出させるものとする。この場合提出方法等については、鳴門市電子入札システム運用基準の規定に基づくものとする。

(確認等)

第6条 入札担当課は入札執行後に、次の各号について確認及び審査を行うものとする。

- 一 内訳書記載の入札参加者の商号又は名称
- 二 入札書記載金額と内訳書記載の合計額

2 確認等の結果、前項各号に不備が認められる場合は、書面により当該入札者に注意を喚起し、指導するものとする。

(罰則等)

第7条 入札時に内訳書を提出しなかった者は、落札したか否かにかかわらず厳重注意を行うものとし、罰則措置として、入札日以降開催される指名審査委員会等で当該入札者を指名すべき案件が生じた場合には、指名を一回だけ見送るものとする。ただし、一般競争入札を実施した場合については当該入札者の参加は認めるものとする。

2 入札執行時には、あらかじめ入札参加者に前項に該当する場合の罰則措置について伝えることとする。

3 電子入札システムにより開札を行う場合は、前項の規定は、このかぎりでない。

4 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の公告等により、内訳書の提出に関する罰則措置について、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。